

中小企業等の人材確保を後押し！

人材確保支援事業を活用しませんか

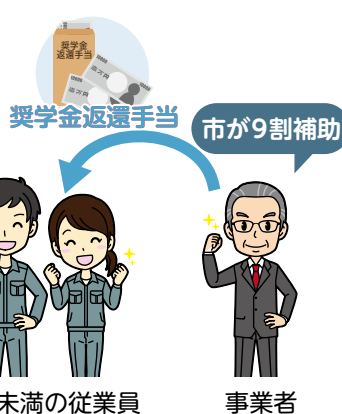


市は、中小企業等の人材確保に向けた支援を行っています。
この取組について紹介します。

問合せ／シティプロモーション課移住定住推進室 ☎55-2930 ㊚51-1456 ㊚kurasu@div.city.fuji.shizuoka.jp

人材アシストU-30

就業規則などに定めた規定に基づき、従業員の奨学金返還を支援する事業者に対し、支給した額の9割（1人当たり上限年間10万円）を市が補助する制度です（1事業者当たり上限年間50万円）。



▼事業者の皆さんへ

人材アシストU-30を活用するためには、まずは就業規則を改定していただく必要があります。詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください。詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください。

▼これから就職する人へ

令和3年度には、19社がこの補助制度を活用して53人の従業員の奨学金の返還を支援しました。この制度を活用している事業者の一覧は、市ウェブサイトをご覧ください。



▲詳しくはこちら

移住就業支援補助金

東京圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）から移住し、働いている人に対する補助制度です。

対象／次の移住前後の要件を両方満たす人

移住後	移住前
<ul style="list-style-type: none"> しずおか就職netや国のマッチング事業を利用して就業した人 静岡県の起業補助金の交付決定を受けた人 テレワークによる業務継続者 移住前から富士市にゆかりがあり、かつ移住後に働いている人 	<p>移住する直前の10年間のうち<u>通算5年以上</u>、かつ移住する直前に<u>連続して1年以上</u>東京23区内に居住または通勤していた人など</p> <p>移住日 連続1年以上 通算5年以上</p> <p>← 移住前の10年 →</p>

※要件の詳細は市ウェブサイトをご覧ください。

就職を考えている学生への支援

富士市インターンシップ支援事業

「しずおか就職net」に登録されている市内事業所でインターンシップを行った市外の学生に対して、富士市までの旅費などの補助を行っています。

対象／市外在住の高校生、大学生、大学院生、専門学校生など

※利用の際には、企業に申し込む前に商業労政課へご連絡ください。

▶事業者の皆さんへ

対象の学生に向けて情報を掲載したい事業者は、「しずおか就職net」に登録の上、インターンシップ申込みページを作成ください。

インターンシップへの参加・受入れの登録はこちら



▼移住者の皆さんへ

申請は、移住後3か月～1年以内に行う必要があります。該当する可能性のある人は、移住定住推進室へお問い合わせください。

「しずおか就職net」にこの制度の対象となる求人掲載したい事業者は、移住就業支援補助金対象者として登録が必要です。詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください。詳しくは、商業労政課へお問い合わせください。

問合せ／商業労政課
☎(55)2778



▲詳しくはこちら

補助金額／単身60万円
2人以上の世帯100万円（令和4年4月以降の転入世帯については、18歳未満の世帯員1人につき30万円を加算する場合があります）



しずおか就職net
についてはこちら